

(平成21年7月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山口地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

昭和39年8月にA住宅に転居した後、団地内の婦人の会等の勉強会に参加し国民年金の知識を得たことが国民年金に任意加入するきっかけとなった。国民年金保険料の納付は経済的ゆとりの無い時期であったが、「自分の老後を考え、老いて子供にお小遣いを頂くとということだけは絶対にしたくない。貯金のつもりで家計をやりくりして頑張って継続し払って行こう。」と決心して納付を始めた。

国民年金保険料は40歳代の女性が団地内を毎月集金に回っており、集金人がカードに印を押していた。年代が同じ女性の集金人が3人交替した記憶がある。納付を怠ったことは一度も無いので3か月も未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人は昭和42年7月に国民年金に任意加入して以降、61年4月に第3号被保険者となるまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時、申立人と同じ地区に居住していた申立人の知人から、「昭和40年1月から62年12月まで、姓名は不明だが、B市在住の中年の女性が毎月国民年金保険料を集金に来ており、集金のたびカードのようなものに印を押してもらっていた記憶がある。」との証言が得られたことから、申立人が居住していた地区において、国民年金保険料の納付組織<sup>びょう</sup>があったことが推認でき、毎月集金人に納付していたとの申立人の主張の信憑性は高い

と考えられる。

加えて、B市が保管する国民年金被保険者名簿の検認記録欄によると、昭和49年8月及び同年9月の国民年金保険料の検認年月日が47年12月24日となっている上、申立人のB市から転居後の住所地であるC町（現在は、D市）が保管する国民年金保険料の検認に係る電算データにおいては、申立期間の国民年金保険料は納付済みと記録されていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 山口厚生年金 事案 417

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 51 年 4 月 1 日に A 株式会社における厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20 万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 3 月 29 日に A 株式会社（現在は、株式会社 B）で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、51 年 3 月 31 日まで勤務した後、同年 4 月 1 日から系列会社の C 株式会社（現在は、株式会社 D）に転籍し、同年 6 月 30 日に退職するまでずっと続けて勤務していた。

社会保険庁の記録は申立期間の記録が無く、事実と相違している。入手した B 企業年金基金の回答、企業年金連合会資格記録等を提出するので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和 36 年 3 月 29 日から 51 年 3 月 31 日まで A 株式会社において勤務していたことが確認できる。

また、B 企業年金基金加入履歴照会回答書及び A 厚生年金基金（現在は、B 企業年金基金）加入員払出簿によると、申立人は昭和 44 年 1 月 1 日に A 厚生年金基金の被保険者資格を取得し、51 年 7 月 1 日に喪失していることが確認できる上、企業年金連合会の記録によると、申立人の同基金における被保険者資格は昭和 44 年 1 月 1 日から 51 年 7 月 1 日まで連続していることが確認できる。

さらに、A 株式会社から A 厚生年金基金に対し提出された加入員資格喪失

届は最初、喪失日を昭和 50 年 3 月 31 日として記入されていたところ、二重線で抹消し、喪失日を 51 年 4 月 1 日として届出されていることが確認できる上、備考欄には「昭和 51 年 4 月 1 日、転勤、Cへ。」との記載もあることが確認できる。また、当時、厚生年金保険及び同基金の届出様式は複写式であったことが確認できている。

加えて、社会保険事務所が保管する A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、月日のみが訂正され、年が訂正されていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は昭和 51 年 4 月 1 日に申立人が A 株式会社において、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、企業年金連合会の資格記録から、20 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 26 日から同年 7 月 10 日まで  
昭和 44 年 8 月から同年 12 月末まで株式会社Aに勤務していたが、事情があつて退職した。  
しかしその後、B市のC所を退職した後に当時の上司であつたD氏に再雇用してもらえよう頼んで、札幌オリンピック開幕前に入社し、昭和 47 年 7 月に正社員の辞令を受けた。  
家族の健康保険の被扶養者となつた記憶は無く、昭和 47 年 3 月に入院した時も自分の健康保険証で受診しており、厚生年金保険の加入が同年 7 月からであることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の上司及び同僚の証言から、申立人が、札幌オリンピックが開幕した昭和 47 年 2 月 3 日以前に株式会社Aに入社し勤務していたことが推認できる。

しかし、事業所は、「昭和 47 年 7 月 10 日に申立人を雇員採用しているが、それ以前にアルバイト又はパートとして在籍していたかは不明である。」としており、事業所が保管する社員名簿及び厚生年金基金加入員証の写しによると、申立人の入社日及び厚生年金基金の加入員資格取得年月日は共に昭和 47 年 7 月 10 日であることが確認できる。

また、申立人は、「病気で入院した昭和 47 年 3 月に自分の健康保険証を使用したと記憶している。」と申し立てているが、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は 48 年 2 月 9 日から同年 3 月 7 日までの 27 日間について傷病手当金を受給していることが確認できる上、「1 か月近く仕事を休んだのは 1 回だけである。」と申立人が述べて

いることから、申立人の入院時期の記憶は当該期間との錯誤である可能性がうかがえる。

さらに、申立人、上司及び同僚の雇用保険の被保険者期間は、いずれも厚生年金保険の被保険者期間と一致しており、当該事業所では雇用保険への加入と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いが行われていたことがうかがえることから、申立人が雇用保険の加入日以前である申立期間について、厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。